



# 法律相談の申し入れ方法 ～特定援助対象者用～

**特定援助対象者** (認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等)

【特定援助対象者と判断される例】

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準レベル1以上、認知症・高次脳機能障害・精神障害等の医師の診断を受けたことがある、会話等を行うのに適切な支援を要する、外出時に道に迷うことが多いなどです。詳細は連絡票をご覧ください。



## 特定援助機関(支援者)

申し入れに必要な「連絡票」「同意書」「制度説明書」は、法テラスHP>「関係機関の皆様へ」に掲載しています。

### 1 連絡票の作成

- 要件該当性の確認
- 資力基準の確認

(明らかに資力基準を超える場合にのみ、資力基準欄の「資力基準を超える」に☑を入れてください。)

### 2 同意書の作成

(対象者の署名が必要です。)



### 3 制度説明書を対象者に交付

(同意書と同じ内容です。対象者の手控えとして交付してください。)

## 法テラスへ提出(法律相談の申し入れ)

弁護士会又は弁護士、司法書士会又は司法書士を介しての申し入れの場合もあります。

## 法テラス

- ・援助の可否を判断
- ・相談料負担の要否を判断

+

- ・担当弁護士・司法書士に配てん

## 相談実施についてご連絡 (相談担当者・相談料負担の有無)

※相談料負担の場合、対象者にも郵便でお知らせ

## 特定援助機関(支援者)

- 相談担当弁護士・司法書士からの連絡を受け、相談日程の調整

## 相談担当弁護士・司法書士

- ・出張相談実施 (支援者の皆様には同席の義務はありませんが、ご本人の安心やスムーズな法律相談実施・情報共有のため可能な限りご同席をお願いしております。) ※有資力者の場合で相談料が現金で予め準備されていた場合は相談担当弁護士・司法書士にて相談料を現金で回収(相談料の回収が困難だった場合は、振込票を交付。)

## 相談担当弁護士・司法書士は、報告書を法テラスへ提出

## 法テラス

- ・相談結果を特定援助機関(支援者)に連絡
- ・相談担当弁護士・司法書士に法律相談費等を送金

